



内閣府指針による建物の被害区分

区分 (被害の状況)	被害の認定基準	
<b>全壊</b> 建て直しをしなければ ならないような状況	津波	流出または1階天井
	地震	一見して建物の 1階部分が全部倒壊
<b>大規模半壊</b> ほぼ全壊に近い状態 で、全面的に補強や補 修をしなければ居住 が困難な状態	津波	床上浸水 おおむね1m
	地震	柱や梁など建物の構 造部分に大規模な補 修が必要となった場合
<b>半壊</b> 住家の損害は甚だしい が、補修をすれば元通 りに使用できるもの	津波	床上浸水
	地震	外壁に3割以上の 剥落があるもの
<b>一部損壊</b> 上記に至らない程度の 住家の破損で、補修を 必要とする程度のもの	津波	床下浸水
	地震	

地震による被害で屋根のみに損壊（瓦のほとんどが崩落）があるものや、基礎・外壁の一部に破損のある程度のもは、今回の対象にはなりません。

災害で破損した建物についての証明書

## り災証明書を発行します

### 窓口の申請は区によって

問合せ 税務課資産税係 ☎ 5227

対象者

- ・津波によって住宅に被害を受けた方
  - ・地震によって住宅に半壊以上の損壊を受けた方
- ご注意ください

原町区の警戒区域内にある建物は全壊のみ  
小高区は、津波によって全壊した建物のみ  
(警戒区域内は調査を行うことができないため)

申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・預金通帳
- ・窓口に来られる方の身分証明書  
(運転免許証など)

※代理人が申請する際は委任状が必要です。

郵便でも申請できます

電話で受付後に「申請書」を送付しますので、必要事項を記入し、ご返送ください。  
なお、郵便が通常営業となっていないため、発行まで2か月程度の期間を要する見込みです。

郵便申請先 すぐにやります課 ☎ 5238

市では、被災された方の生活再建のため、各種支援や税の減免申請などが行えるよう、建物の被害状況を調査し「り災証明書」を発行します。

※5月9日からは三区すべての申請ができます。

<b>小高区</b>	<b>原町区</b>	<b>鹿島区</b>
5月9日(月)～29日(日)	5月2日(月)～6日(金)	4月25日(月)～28日(木)
土・日曜日も発行します	祝日も発行します	
市役所税務課	サンライフ南相馬	鹿島区役所

受付時間はいずれも  
9時～11時30分  
13時～16時



東日本大震災関連の情報は、携帯電話でも見ることができます。  
【南相馬市災害対策本部 ☎ 523232】